原判決を破棄する。 被告人を禁錮二年に処する。

原審における未決勾留日数中、六〇日を右本刑に算入する。

曲

本件控訴の趣意は、津地方検察庁検察官検事荒井健吉名義の控訴趣意書に記載す

るとおりであるから、ここに、これを引用する。 所論は原判決は、本件発生に至る経緯並びに被告人とAがB組二階事務所におい て猟銃を手交される際の四囲の状況及び猟銃を手交された後の両名の行動について の判断を誤り、ひいて本件殺意の有無についての判断を誤つた結果、被告人に殺意 を認めるに足る証拠がないとして、無罪を言い渡したものであるから、原判決には 事実の誤認があり、その誤認は、判決に影響を及ぼすことが明らかである、という のである。

所論にかんがみ、本件記録を調査し、当審における事実調べの結果を参酌して検討するに、原判決が、本件公訴事実中、被告人が公訴事実記載の日時、場所におい て、おおむね同記載のごとき経緯から、Aに相対して所携の猟銃に実包を装填した と及びこれが発射されて同人の傍らにいたCに命中し、因つて同人を死亡するに 至らしめたことをそれぞれ認定しながら、被告人がA殺害の犯意のもとに装弾し 殺人の犯意のもとに発砲したとの事実は、これを認めるに足る証拠がないと判断したのは、首肯することができるのであつて、原判決には、判決に影響を及ぼすこと が明らかな事実誤認のかどは存しないものというべきである。すなわち

ー、本件発生に至る経緯について。 原判決が本件の経緯として認定したところ(原判決書二枚目裏ーー行目から五枚 目裏末行までの部分)は、その大筋において、証拠上肯認することができるのであ り、被告人がB組二階事務所において、同組長DことDから本件猟銃を手交される までの段階において、被告人にA殺害の犯意が認められないことは、所論も認めて いるととろである。もつとも、所論の援用する原審第二回公判調書中証人Aの供述 記載部分、同第三回公判調書中証人Dの供述記載部分、Gの検察官に対する供述調 書及び被告人の司法警察員に対する昭和三八年一二月一七日付供述調書等の各証拠によれば、被告人は、前記B組二階事務所において、CとAとが原判示のように 「謝らない」の口論の末、掴み合い、殴り合いの喧嘩を初めた際、Cに 加勢し、A側にはEが加担して、ここに、四名入り乱れての乱闘を演じたこと、被告人は、その際、Eのみならず、Aにも殴る等の暴行を加えていることを認定する ことができるから、原判決が右AとCとが掴み合い、殴り合いの喧嘩をした際、被 告人は、Aに対し、何らの暴行を加えた事実がないとした点は、事実を誤認したものというべきとと所論のとおりである。

しかしながら、右四名入り乱れての乱闘は、DことDの制止により、さしたることもなく、間もなく一応治まつているのであつて、この段階においては、被告人にA殺害の犯意が認められないことは前示のとおりであり、被告人がAに暴行を加え た事実を、本件発生に至る経緯の中に附加しても、直ちに、所論のごとく、かかる 経緯を原因として、次第に本件殺意が形成されたものと認めるに足る証拠もない (殺意を認めるべき証拠のないことについては後述する。)から、右Aに対する暴行の点に関する原判決の事実誤認は、判決に影響を及ぼすことが明白であるという ことはできず、従つて、原判決を破棄する事由とはなし得ないものといわなければ ならない。

本件殺意の有無について。

本件殺意の有無に関する原判決の判断(原判決書六枚目表初行から一三枚目表四 行目までの部分)は、その結論、すなわち、「本件においては、被告人がA殺害の 犯意のもとに装弾し、殺人の犯意のもとに発砲したとの事実は、これを認めるに足

る証拠がないと。」とする点において、誤りはないものと認められる。 所論は、被告人とAがB組二階事務所において、Dから猟銃を手交される際の四 囲の状況について、被告人は、Aが親分Dの面前において、「殴られてはこのまま 引きさがれない」との啖呵を切るので、愈々憤激の情にかられ、「頭に来た、かつ こらつけやなおさまりつかん」といつて決意のほどをほのめかし、Dを刺戟し、同 「やれ」と言われれば何時でもAの殺害を辞さない気勢を示していたこと がうかがえるという。被告人とAが猟銃を手交される直前における両人の言動とし て、原判決の判示するところは、「Aとしては、F(被告人)等の親分の事務所に おいて、同人等の見ている前で、暴行を加えられたことに立腹し、『此処に来て殴 られたのでは引つ込みがつかぬ』と、開き直つた。一方被告人も『どうでも話をつける』と力み返つた」(原判決書四枚目裏末行から五枚目表四行目までの部分)というのであつて、その表現にニュアンスの差があるにしても、ほぼ所論と一致する認定をして居り、当時被告人において憤激の情にかられていたとは、右の原判示からもこれをうかがうことができる。

しかしながら、右被告人の言動から直ちに、被告人が論旨にないうように、決意のほどをほのめかしてDを刺戟し、同人から「やれ」と言われれば、何時でもAの殺害を辞さない気勢を示していたと推断するのは、明らかに論理に飛躍があるものというべきであり、また、所論援用の各証拠、その他原審が取り調べたすべての証拠を仔細に検討しても、被告人が猟銃を手交される際に、A殺傷の決意をほのめかしてDを刺戟したとか、A殺害を辞さない気勢を示していたとかいうような事実は、とうてい認めることができない。

次に、所論は、Aの原審公判廷における証言(前出原審第二回公判調書中証人Aの供述記載部分)及びGの検察官調書等によれば、(2)及びGの検察官調書等によれたこと、(4)の大力に装置した。(5)と考えたが被告した。と、「表別であるに指するに指して、がまま、統合と、です」とのであるに指して、ものであるに指して、ものであるに指して、ものであるに指した。といるのであるに指した。といるのであるに指した。といるのであるに指した。といるのであるにになり、のから自己に表別でのないでのであるにになり、のから自己に表別でのであるにになかららり、を主要である。然告人ののたらのであるにになかでの殺意の証言を採用して、というなり、を表別に指するとは共和のとは、ののには、のとは、ののである。とは、本代の供述を対するには、のとは、ののに対し、を表別に指するのに対し、を表別に指する。には、ののである、と主張する。と主張する。といるのに対し、重大な事実の誤認を犯したものである、と主張するのに対し、重大な事実の誤認を犯したものである、と主張する。

背し、重大な事実の誤認を犯したものである、と主張する。 しかしながら、所論援用にかかる証拠を含む後記証拠の標目欄掲記の各証拠を総合考察すれば、猟銃受領後における被告人、A及びDの行動並びに四囲の状況等は、おおむね原判決の認定するとおり認定することができる。すなわち、

(一) 猟銃の授受が行なわれた前記B組二階事務所は、ほぼ八畳間ぐらいの、さして広くない洋間で、室内には応接用テーブル、椅子等の応接セツト数点が並べられているほか、机、石油ストーブ、戸棚等が置かれているうえに、当時D、被告人、A、C、E、Gの六名もの多数が入室していたため、きわめて狭隘で混雑していた。

(二) Dは、前述のように、被告人とAがDの面前で口論してやめなかつたところ、右両人に対し、「本気で殺し合いの喧嘩をする気があるなら、これでやつてみろ」と言つて、両人に猟銃一挺ずつと弾丸二発ずつを手渡し、Aが銃を持つことを躊躇すると、「お前よう持たんのか」とAを軽蔑するような言葉を用いて、Aに銃を持たせたが、銃を手にしたAや被告人が室外に出ようとする態度を示すと、直ちにこれを制し、被告人に着席するように命じた。そして、被告人の所持していた猟銃に装填されていた弾丸が発射されてCに命中するや否や、被告人を「馬鹿野郎」と怒鳴りつけて、その後頭部を殴り、その手から猟銃を取り上げた。

(三) Aは、Dに促されて渋々銃を手にして後、喧嘩相手のCの指示を受けて実包を装填し、被告人に対し「表に出ろ」と言つて、先に立つて外出しようとする態度を示したが、Dに制止されると、これに応じて室内に止まり、その後は応接用テーブルを距てて被告人と向い合う位置に立つていたが、傍らにいたCから頭を押えられ、頭を下げて謝るようたしなめられるままになつていた。そしてAとしては、右のように屋外に出ようとした行動以外に、被告人側の人々(D、被告人、E、G)に銃口を向けたこともなく、また「射つぞ」などの言も発していながとくに、被告人を挑発するような言葉を表していなが、

(四) 被告人は、Dから猟銃と弾丸を手渡され後、直ちに装弾しないでしばらく逡巡するうち、先に装弾を終つたAから「表に出ろ」と言われたので、これに応じて外出の態度を示したが、Dに制止されると、A同様室内に止まり、更にDから「坐れ」と命じられると、応接用の椅子に腰を下ろし、応接用テーブルを隔てて相対する位置に立つているAと向い合い、椅子に坐つたままの姿勢で、銃に弾丸を装

填し、引鉄部分近くに手指を置いてこれを持つていたところ、傍らにいた被告人の情婦Gが危険を感じ、被告人の体に手を触れたので、被告人は、銃を持つたままこれを振り払おうとした。次の瞬間、被告人の銃から弾丸が発射された。

以上のとおり認定することができる。

以上要するに、Dにしても、Aにしても、被告人にしても、言葉の行きがかり上、銃を持たせ、若しくは持ちはしたものの、また、Aと被告人とは銃に装弾をして、これを携帯していたものの、いずれも猟銃による殺人を企図していたとはみることができないから、これと同旨の原判決の判断は相当というべきである。

 て、右Gの供述は、その認識したところを正直に述べたものと認められる。そして、右供述によれば、当時の部屋内の雰囲気が、かなり緊迫して険悪なものであたこと及びGが被告人を制止しようとしたとき、被告人が「お前も死にたい直にったことをそれぞれ認定することができるが、右認定事実だけからでは、上の所論のごとく、本件被告人の殺意を推認することはできない。けだし、被告人の暗嘩相手のAと同様、言葉の行きがかり上、銃を手にし、これに装弾はしたものの、また、当時の部屋内の雰囲気が、被告人とAの喧嘩の続きで、両人とものの、また、当時の部屋内の雰囲気が、被告人とAの喧嘩の続きで、両人とものにきり立ち、相当緊張した状態にあつたとはいうものの、Gが心配するようにより明らかであるのみならず、とは認められないこと、すでに説示したところにより明らかであるのみならずさいことはないからである。

次に、Aは、原審公判廷において、「被告人の持つた猟銃がテーブルの下から現われ、その銃口が被告人の右方から左方に廻つたので、咄嗟に身を退いた途端に被告人の銃が発射された。」旨供述し、当審証拠調期日においても、ほぼ同趣旨の供述をしていることが認められる。右Aの証言は、被告人の原審公判廷における「Gが『やめて、やめて』と自分の左手を掴んだので、『自分は危いから離せ』と持つていた銃を左から右へしやくつて振り切つた途端、銃の元折れが戻り、銃が直線になつた瞬間、弾丸が発射された。」旨の弁解と相反するものであつて、もし、Aの証言のとおりとすれば、被告人は、銃口をAに指向しようとして右から左へ移動したこととなり、この事実は、被告人にA殺害の犯意があつたことを推認させる有力な証左となるであろう。

被告人が銃口をAに指向せんとして右から左に移動したとの事実を認定しなかつたのは、結局相当として是認することができるものというべく、原判決には、所論のごときA証言の証拠価値に対する判断を誤つた違法はないものといわなければならない。

以上の次第であつて、これを要するに原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認はないから、検察官の事実誤認の論旨は理由がない。

主張しているのであるが、訴因の</要旨>追加も変更もない本件において過失犯の成 否を論じ得ないこと当然である。」として、直ちに本件につき無罪の言渡をしてい るので、その当否について考察してみるのに、本件起訴状記載の訴因は、殺人であ つて、検察官が原審において訴因の追加も変更もしなかつたことは、記録上明白で あるから、そのままでは重過失致死の事実を認定することができないことは当然で あるけれども、右殺人の訴因と前記重過失致死の事実との間には公訴事実の同一性 があることは疑いがなく、かつ、重過失致死の訴因に変更し、または同訴因を追加 しさえすれば有罪の判決をなし得ることは明らかであり、しかもその罪は、重過失 により人命を奪うという重大なものである。ところで、裁判所は、原則としては、 自らすすんで検察官に対し、訴因変更手続を促し、またはこれを命ずべき責務はな いが、本件のように、起訴状に記載された訴因については無罪とするほかないが、 これを変更すれば有罪であることが明らかであり、しかもその罪が相当重大である ときには、例外的に、検察官に対し、訴因変更手続を促し、またはこれを命ずべき 義務があるものと解するのが相当である。記録に徴すると、原審は、検察官に対 し、起訴状記載の殺人の訴因について検討するよう申し入れ、検察官において同訴 因を維持するか否かを質していることは認められるけれども(原審第四回公判調書 右原審の措置は、検察官が当初の訴因をそのまま維持するか否か、或いは これを変更する意図があるか否かを一応打診したに止まり、これをもつて、原審が 検察官に対し、積極的に、訴因変更手続を促したものとみることはできない。そし て、他に原審が右訴因の変更を促し、またはこれを命じた形迹は存しない。しから 原審は、検察官に対し、訴因の変更を促し、またはこれを命じたうえ、前記重 過失致死の事実につき審理を尽すべきであったのに、これをしないで、殺人の訴因 のみについて審理判断し、直ちに無罪の判決をしたものというほかないから、原判 決には審理不尽の違法があるものというべきであり、しかも、右の違法は、判決に 影響を及ぼすことが明白である。原判決は、この点において破棄を免れない。

よつて、刑訴法三九七条一項、三七九条に則り、原判決を破棄するが、検察官は、当審において、重過失致死の訴因を追加し、当裁判所は、本件審理の経過にかんがみ、これを相当と認めて許可したので、同法四〇〇条但書に従い、被告事件について更に判決する。

## (罪となるべき事実)

被告人は、伊勢市a町b番地に事務所を置き、I社を主宰するDことDから、盃を貰い、その弟分となり、右I社で働いていた者であるが、昭和三九年一二月九日午前一時過ぎ頃、右B組二階事務所において、同組と同系統の谷口組組員Aと口論の末、被告人側にはその兄弟分のCが、A側にはその友人のEがそれぞれ加担し、Dの面前で四名入り乱れて殴り合いの喧嘩を始め、Dに制せられて、一応乱闘は治

まつたものの、激昂した被告人とAとがなおも口論してやめなかつたところ、持て余したDは、両人に対し、「お前ら、本気で喧嘩するのか。殺し合いの喧嘩をする気があるのか。ここには庖丁でも鉄砲でもある。根性があるならやつてみよ。」と言つて、事務室東北隅の鉄砲格納戸棚から一二番口径二連発猟銃一挺ずつと弾丸二発ずつとを取り出し、被告人とAとに渡したので、各々これを受け取つた。被告人は、Aと応接用テーブルを隔てて二米足らずの近距離に相対する位置で、

被告人は、Aと応接用テーブルを隔てて二米足らずの近距離に相対する位置で、右猟銃と弾丸を受け取つたが、その場の空気は、依然として相当緊迫して険悪なものであつた。加えるに、右事務所は、ほぼ八畳間ぐらいの広さ(三米×三・八六米)の板敷きの部屋で、しかも当時室内には応接用テーブル、椅子等の応接セット数点の外、机、石油ストーブ、戸棚等が置かれているうえに、右D、被告人、C、A、Eの外、Gを加えて六名もの多数が入つていたので、きわめて狭隘となり、混雑をきわめていた。

紀上のような状態のもとで、猟銃を携帯するものは、些細の衝撃による暴発の危険を防止する為、みだりに室内において装弾するがごとき暴挙を厳に戒むを触なの論で、仮に装弾したとしても、直ちに安全装置を施し、引鉄部分に指を触いように留意するなどして、事故の発生を未然に防止する注意義務があるも務にいるされた。これを怠り、Dから猟銃を受け取ると、漫然右事がいるされた弾丸一発を込め、安全装置も施さないで、しかも猟銃の引鉄部分近に手指を置いたまま、Aと近距離で向い合う位置でこれを携帯した重大な過失を制いた正常、を関係したはずみに、猟銃を暴発させたため、Aの傍らにが振り払おうとしたはずみに、猟銃を暴発させたため、Aの傍らいたCに弾丸を命中させ、因つて同人を肝、腎、腸等貫通銃創による出血多量のため、同日午前一時四五分頃、同市。町 d 番地 J 病院において死亡せしめたものである。

## (証拠の標目)

- 一、原審第四回公判調書中被告人の供述記載部分。
- 一、 被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書。
- 一、原審第二回公判調書中証人Aの供述記載部分。
- 一、 同第三回公判調書中証人Dの供述記載部分。
- 一、 Gの検察官に対する供述調書。
- 一、 原審及び当審の各検証調書。
- 一、 司法警察員作成の実況見分調書。
- 一、 医師K作成の死亡診断書。
- 一、 医師H作成の鑑定書。
- 一、 押収にかかる猟銃一挺(証一号)及び薬きよう一箇(同二号)。

## (法令の適用)

被告人の判示所為は、刑法二一一条後段、罰金等臨時措置法二条、三条に該当するところ、諸般の情状、とくに被告人の過失の程度及び本件結果の重大性にかんがみ、所定刑中禁錮刑を選択し、その所定刑期範囲内で被告人を禁錮二年に処し、刑法二一条により、原審における未決勾留日数中六〇日を右本刑に算入する。なお、当審における訴訟費用については、刑訴法一八一条一項但書を適用し、被告人に負担させないこととする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 赤間鎮雄 裁判官 小淵連 裁判官 村上悦雄)